

令和元年 7 月 16 日
近畿総合通信局

船舶に開設した不法無線局の共同取締りで 2 名を摘発

～田辺海上保安部管内で同保安部と共同取締りを実施～

近畿総合通信局（局長：佐々木 祐二（ささき ゆうじ））は 7 月 13 日（土）から同月 14 日（日）にかけて、田辺海上保安部管内において、同保安部と共同で船舶に開設した不法無線局の取締りを実施しました。

今回の取締りでは、自己が所有する船舶に不法無線局を開設していた 2 名（2 隻）を電波法違反で摘発しました。

取締り結果は、以下のとおりです。

1 不法無線局の種別及び局数

不法船舶無線 1 局
不法アマチュア無線 2 局

2 被疑者の住所等

和歌山県田辺市在住の男（52 歳）
大阪市阿倍野区在住の男（75 歳）

3 関係法令及び適用条項

電波法第 4 条第 1 項（不法開設）
電波法第 110 条第 1 号（1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）

4 参考事項

近畿総合通信局では、電波利用環境保護のため、今後も捜査機関の協力を得て、不法無線局の取締りを行っていく方針です。

連絡先 : 電波監理部 監視第一課
(担当: 橘、辻田)

電話 : 06-6942-8523

ファクシミリ : 06-6920-0612

E-mail : kouhou3-kanshi1_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」
と表示しております。送信の際には、「@」に変更
してください

主な不法無線局の概要と妨害事例

○不法船舶無線 ～免許を受けた船舶無線の通信などを妨害！～

船舶無線を使うためには、無線従事者資格と船舶の無線局の両方の免許が必要です。

漁船やプレジャー船等の船舶が、免許を受けずに船舶無線を使用すると電波法違反となります。

船舶無線は、海岸局や船舶相互間での通信に使われ、秩序正しい通信が求められます。

不法船舶無線の中には、ルールを無視して、他の無線通信に妨害を与えるおそれがあります。

〈妨害事例〉

船舶の遭難、緊急等の通信に妨害を与えるおそれがあります。

不法船舶無線による妨害



プレジャー船



漁船

○不法アマチュア無線 ～消防・救急用などの重要無線通信を妨害！～

アマチュア無線を使うためには、無線従事者資格とアマチュア無線局の両方の免許が必要です。

不法アマチュア無線の中には、アマチュア無線用に決められた周波数帯以外の周波数を使用できるように改造して、他の無線通信に妨害を与える悪質な事例が多発しています。

〈妨害事例〉

重要無線通信（警察用無線、消防・救急用無線、鉄道用無線等）を妨害し、人命の安全、財産の保護等に係る活動が阻害されます。



○不法パーソナル無線 ～携帯電話を妨害！～

パーソナル無線は、平成 27 年 11 月 30 日をもって免許制度が終了しており、新たにパーソナル無線局の免許が付与されることはありません。既に付与されている無線局免許については、免許の有効期限が平成 27 年 12 月 1 日以降になっているものが存在し、有効期間まで使用が可能です。

免許があっても、電力増幅器を使用して空中線電力を大きくしている場合やチャンネルを増やして周波数を逸脱したり、パスワードを入力しないと電源が入らないなど無線機を改造している場合は、すべて不法パーソナル無線となります。



旧マークも有効



技術基準適合マーク

〈妨害事例〉

携帯電話が使用できなくなります。